

●香川県告示第481号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成24年10月5日から同月26日まで一般の縦覧に供する。

平成24年10月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 塩江屋島西線（30号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市西植田町字一ノ坂7457番1地先から	前	10.4~18.9	12	道路維持修繕 事業による道 路防災
高松市西植田町字一ノ坂7457番1地先まで	後	16.8~18.9	12	
高松市西植田町字尖谷7459番4地先から	前	4.7~12.3	40	
高松市西植田町字尖谷7460番8地先まで	後	9.0~16.7	40	